

性犯罪に関する施策検討に向けた 実態調査ワーキンググループ (第4回)

- 第1 日 時 平成30年11月26日(月) 自 午後 1時30分
至 午後 2時49分
- 第2 場 所 法務省19階第1会議室
- 第3 議 題 性犯罪被害当事者からのヒアリング
- 第4 議 事 (次のとおり)

○野田大臣官房秘書課付

それでは、定刻となりましたので、ただいまから性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループの第4回を開催いたします。

本日は、犯罪被害者支援弁護士フォーラム事務次長の上谷さくら先生御同席のもと、性犯罪の被害に遭われた当事者2名の方からヒアリングを行います。

なお、当事者の方の御希望により、会場に遮へい措置をとらせていただいております。また、お名前につきましては、お話ししていただく順番に、Aさん、Bさんとお呼びすることとしております。Bさんにつきましては、配偶者の方も御同伴されると聞いております。また、本日のヒアリングの方法については、Aさん、Bさんのお話の前に、上谷先生から被害の概要等につきまして御説明をいただき、その後Aさん、Bさんから直接お話を伺い、その後質疑応答という流れを考えております。

(上谷さくら先生、Aさん入室)

○野田大臣官房秘書課付

Aさん、上谷先生、本日はお越しいただきましてありがとうございます。

それでは、よろしく願いいたします。

○上谷さくら先生

Aさんの被害者代理人と国選被害者参加弁護士をしておりまして上谷と申します。本日はよろしく願いいたします。

まず、私から事案の概要を説明いたします。

Aさんは、事件当時20代前半で、平成19年の深夜1時過ぎころ、帰宅途中に被告人から後をつけられ、自宅のすぐ近くで背後から口をふさがれて、ナイフを示されて、語気強く脅され、性交されるという被害に遭いました。被告人は犯行後、Aさんの姿を携帯電話で撮影し、Aさんの所持品から個人情報を取得し、警察に通報しないように脅してから逃げています。

犯行から約9年たって、被告人が別の事件で逮捕されて、DNA型鑑定が行われたことをきっかけに、犯人逮捕に至りました。時効直前の逮捕でした。

この被告人については、Aさんの事件のみで起訴されております。Aさんが経験された主な捜査や公判手続ですが、まず、被害直後と被告人逮捕後、2度にわたり事情聴取が行われております。それから、被告人の似顔絵作成、被害の再現、あと起訴状等における氏名秘匿の問題などがありました。氏名については、逮捕段階から旧姓表記です。Aさんは、被害後に結婚されていますが、被告人に対して現在の名前は知らされておられません。

公判については、自白事件でしたので証人尋問は行われませんでした。公判廷では、被害者特定事項の秘匿が行われております。私と一緒にAさんも在廷して、被害者参加をしました。遮へい措置を講じた上で、心情の意見陳述を行っております。

また、都民センターによる公判への同行などの支援がありました。

その後、公判中に任意で一部被害弁償がされたんですけども、それではとても足りないということで、その後、損害賠償命令の申立てをしております。そこも、債務名義の氏名の表記の点がネックになったこともあって、裁判長の勧めで、和解で終了しました。

判決は、第一審が検察官の求刑が懲役5年6月、判決は懲役5年でした。その後、損害賠償命令の申立ての和解によって、一部が追加で支払われましたので、被告人が控訴しまして、民事上の和解が成立したことが理由となって、最終的には懲役4年8月の判決となっております。

まず、Aさんの事件で一番特徴的なことは、事件が起きてから逮捕するまで時間かかったことだと思うんですね。

最初に事件に遭ったときに、すぐに警察に被害届を出しているんですか。

○Aさん

すぐに出しましたね。私、犯人に、最後に「警察には言うなよ」っていうふうに言われたんで、迷っていたんですけども、家族に話したときに、やっぱりこれは警察に行かなきゃっていうことで、行きました、すぐに。

○上谷さくら先生

その日、夜中だったけれども、家族に相談したのは次の日ぐらいだったのかな。

○Aさん

最初に相談したのは友達だったんですね。それで、どうしたらいいかなっていうことで、とりあえず、そのときはもう頭が真っ白で落ち着かなかったんで、その子の家に泊めてもらったという感じですね。そこにはいられなかったという感じだったんで。

その後、家族が（私の居住地まで）出てきてくれてという感じです。

○上谷さくら先生

すぐに警察に行って、いろんな証拠採取が行われたんですか。

○Aさん

そうですね。すぐに、いろいろ問いただされましたね。

○上谷さくら先生

その後、しばらく連絡がなかったわけですね。

○Aさん

そのときは、結構一生懸命にやってくれるのかなと思ったんですけども、もう音沙汰なくなっていて、もう何年もたったんで、もう諦めていました。ずっと心の中では、何か憎いっていうか、野放しになっているのが許せないというのがあって、どうにかしたくてもどうにもできないっていう状況だったんで。

○上谷さくら先生

9年近くたってから、別件で捕まったという連絡があったわけですね。

○Aさん

捕まったという連絡というか、そのときはほとんど知らされていなくて、警察も、捕まるかもしれないみたいな感じで、大体証拠もそろっているというところで、また協力してくれって依頼が来たのが、その裁判が始まる1年くらい前。

そこから協力し始めて、結構頻繁に警察の方と会っていました。

○上谷さくら先生

事件から9年ぐらいいいて、また警察にしょっちゅう行ったり、警察から連絡が来たりするじゃないですか。そのときは、どんな気持ちでしたか。

○Aさん

一生懸命やってくれる人に担当者が変わったんで、私もそれに応えたいというか、私も、こんな時間たって、そういうふうに関人の目星がつくことなんてあるんだなと思って、その人が一生懸命やってくれるから、それに応えようと頑張りました。

○上谷さくら先生

9年たつての再びの捜査というのは、具体的にはどんなことが行われましたか。

○Aさん

最初と大体同じなんですけれども、事情聴取と、再現と、あとは、私が事件があった当日に相談して泊まらせてもらった友達にも聞きたいということで、事情聴取をその子にもしたのと、でも、似顔絵はさすがに忘れてるんで書かなかったんですけれども。

○上谷さくら先生

もう9年たっていると、犯人像って全部飛んでいる感じでしたか。

○Aさん

というよりも、最初から犯人の顔を見ないようにしていたので。顔を見ると、何か向こうにも顔を知られたみたいな感じで思われるのが嫌だったので、できるだけ見ないようにしていたのもあったんですけれども、本人も何かもう黒ずくめな格好をして、キャップかぶって、何かジャンパーも結構大きいのかぶっていて、真っ暗だし真っ黒な格好だったんで、ほとんど顔はもう、最初るときから知らないような状態でした。

○上谷さくら先生

最初に被害に遭って、すぐに逮捕になっていけば1回で済んだと思うんですけども、それだけ、間が9年もあいて、また同じことをやるというのは御負担だったかなという気もするんですけども、その辺どうですか。

○Aさん

そうですね。大分間があいているので、それを、今考えたら大変だなというふうに思うんですけども、でも、2回目のほうは、本当に裁判に近づける、何か最初のときの事情聴取は、本当に捕まらないだろうなというふうに思いながらだったんで、結構苦痛だったんですけども、しかも起こったばかりで、結構その起こったことに対してのつらさがあったんで、そっちのほうは、捕まらない可能性が高そうなのに、こういうことを聞かれなきゃいけないって、苦痛だった。

でも、2回目のは、何かもう捕まえられるというのがあったので、そんなに苦痛を感じませんでしたね。どんどん近づいていくのが、やる気が出る。

○上谷さくら先生

むしろ、自分がどんどん協力することで、犯人を追い詰めていけるというような感覚があったのかな。

○Aさん

そうです、はい。

○上谷さくら先生

その中で、一番つらかったこと、いろいろ、名前をどうするかという問題があったと思うんですけども、その辺はどんなふうにイメージされていましたか。

○Aさん

私は勝手に、名前は出ないものだと、こういう事件は名前を出しちゃいけないだろうって頭の中にあっただんで、（警察に取られて）聞かなくても出ないものと思っていたんですよ。それを、警察の人が、ちらっと名前が出ることを言ったんで、えって思って、警察の方が簡単に、そんなの出るの当たり前でしょうみたいな感じで言われて、出ないのが当たり前でしょうと思っていたんで、それを聞いた瞬間にやる気を失ってしまって、ずっと頑張ってきて、最後の最後のところで、そのことで警察ともめました。

○上谷さくら先生

具体的には、どんなふうにもめましたか。

○Aさん

名前が出るのなら、私はもう裁判はしないっていうことで、向こうはすごい説得にかかったんですけども、私はもう電話すらつながらないようにしましたし、まず、警察の方がそれを最初に言わないっていうのがどうかと思って、何かいきなり信用を失った感じで、ここまで頑張ってきたのに、その重要なことを言わないっていうのにちょっと腹が立って、そこからしばらくこの事件も放置していました。

○上谷さくら先生

2回目に警察から連絡があったときに、最初に、もう逮捕して起訴できそうなんだけれども、名前が知られる可能性がありますよというふうに最初に伝えられていたら、どうしていましたか。

○Aさん

そうしたら、協力していません。あれだけいろいろ協力して、最後まで来たところでも、もう連絡をとるのやめたぐらいですから、最初にそれを言われたら断っていましたね。

○上谷さくら先生

結局、そういう時期がありつつも、再び連絡をとるようになって、裁判をして、被告人は刑務所に行くことになったわけだけれども、それは、どんなふうにして、また協力しようということになったんですか。

○Aさん

私がずっと無視し続けるもので、（警察が）名前をどうにかする方法はないかというのを考えてくれたみたいで、そこから、上谷先生につなげるというところから始まったんだと思うんですね。

警察の人も反省しているから、その弁護士さんのところに行ってくれないっていう感じで、依頼されたのがきっかけで、また始まりました、捜査が。

○上谷さくら先生

そうでしたね、警察の人もちゃんと謝ってくれて。

○Aさん

はい、謝ってくれました。

○上谷さくら先生

被害者の方にとっては当たり前と思うんだけど、名前が出てしまうというか、法廷には出ないにしても、犯人に知られてしまうのが嫌だというのは、いろいろ理由あると思うんだけど、どんな理由が挙げられますか。

○Aさん

私がまず一番大きかったのが、最近ではSNSがすごい影響があるので、幾らでも実名で調べられるというのがあるので、それは、絶対私のことが分かっちゃったら、報復しに来るだろうって、何か裁判とかで制裁とか与えたら、それで報復されるんじゃないかというのが一番ですよ、それが怖いというのが。絶対、名前が分かれば居場所も分かるっていうのは、SNSで絶対、今の時代は分かります。

○上谷さくら先生

そうですね。

もう結婚されていたということと、事件当時は旧姓で、被告人が知っていたとしても旧姓だということで、旧姓の片仮名表記ということになったんだけど、ただ、SNSで旧姓も出てくるとかいう話はなかったでしたか。

○Aさん

旧姓でも迷いましたよね。

やっぱり家族とかも。結婚しても、家族のほうは旧姓のままなので。でも、新しい姓を犯人に知られることがなければ大丈夫だろうということ。捕まえない思いも大きかったので、旧姓でも嫌なものは嫌だったんですけど、「Aさん」とか、そういう感じになるものだと思っていたので、旧姓でぎりぎりですかね。

○上谷さくら先生

旧姓も知られたくないという気持ちよりも、今の名前とは違うんだし、犯人をちゃんと処罰したいという気持ちが上回ったという感じですかね。

○Aさん

そういうことですね、はい。

○上谷さくら先生

そうすると、もしあのとき結婚していなかったら、どうしていただろう。

○Aさん

それはちょっと無理でしたね。姓が変わるから、本当にそれこそ「Aさん」じゃなきゃ無理でしたね。

○上谷さくら先生

そうすると、結婚していない人とか、名前が変わっていない人というのは、同じように泣き寝入りしているんじゃないかなというふうな。

○Aさん

というふうな頭がありましたよね。みんなどうしているんだろうというところが、すごい気になりましたけれども。多分泣き寝入りするんじゃないかなって思いました。

○上谷さくら先生

そうすると、逆に、何でそんな名前が知られる制度になっているんだろうという、そういう感じが強いですか。

○Aさん

もう最初から、それが、その制度になっているというのがおかしいので。こちらとしては、

それがもう当たり前だというふうに思っていたので、別にそこに名前を出さなくても、証明できるものがあれば十分だと思うんですね。何で犯人に知らせる必要があるのか、本当に謎ですね。

○上谷さくら先生

ちょっと話題変えますけれども、Aさんは被害者参加をして、意見陳述もしたじゃないですか。

○Aさん

はい。

○上谷さくら先生

それで、遮へいはしていたけれども、本人に直接言いたいことを言えたという感じはありましたか。

○Aさん

はい。もう何か言いたいことが9年間たまっていたんで、それを、やっぱり、思っていることを言えたというのは、本当すっきりしましたし、向こうも何かもう完全に忘れていた感じだったので、思い出させてやりたいという感じでした。

○上谷さくら先生

例えば、そういうことを言うことで、変に恨まれるんじゃないとか、あと、自分の当時のことを振り返ってみて、また色々よみがえってつらくなったりとか、そういうのはありましたか。

○Aさん

よみがえってつらいというのはあるんですけども、（被害の）当時よりは、（裁判時は）普通に生活できていたんで、何か感覚がちょっと、第三者みたいな感じじゃないけれども、何かちょっと昔よりは違ってきたくて、まだ、つらいと思うことは少なかつたかなと思います。

○上谷さくら先生

判決ですけれども、懲役5年という判決が第一審で出ましたけれども、どんな印象ですか。

○Aさん

どれくらいが通常なのかよく分からなかったんで、重いのかどうなのか分からないんですけども、上谷先生とかに聞いて、5年でいいほうだっていうので、慰謝料とかも含めての5年だったんで、それで満足とは言えないけれども、いいかなっていう。

○上谷さくら先生

大体、やれることは全部やり切ったという感じがありましたか。

○Aさん

はい。やれることはやり切ったし、そうですね、満足しています。

○上谷さくら先生

あと、都民センターの支援も受けていますね。

○Aさん

はい。

○上谷さくら先生

どの段階からでしたっけ。

○Aさん

最初からだと思うんですけども。

裁判とかも始まるような前から、そういうのが依頼できるけれども、どうするみたいなのを言われたときには、もう依頼しますって言いました。

○上谷さくら先生

付添い支援がメインだったと思うんですけども、やっぱり心強いものですか。

○Aさん

そうですね。何かあったら、私のほうから、自分一人で不安になっているよりは、話せる相手がいるという、聞いてくれる相手がいるというだけでも大きかったんで。何かすごく助けてもらったという感じはないんですけども、何かあったらいてくれるというのが、支えになっているみたいな感じでした。

○上谷さくら先生

そろそろ時間なんですけれども、せっかく今日来ていただいて、これは言うておこうというのは、何かありますか。

○Aさん

やっぱり、さっきも何回も言ったんですけども、名前に関しては本当に、皆さんが名前を犯人に公開しなきゃいけないって、もしそれが知り合いだったら名前知っていると思うんで問題ないですけども、でも、犯人が自分の名前を知らなくて、それで襲われたという場合に、どうして犯人に名前を知らせなきゃいけないのかというのは、誰しもがおかしいって思うものじゃないですか。なので、そこは本当に、制度を変えてもらいたいですし、それで、今泣き寝入りしている人たちを奮い立たせるという、泣き寝入りしている人たちは本当にかわいそうだと思います。捕まえられる可能性があるのに、それを、泣き寝入りってできるも

のじゃない……。その人たちにも希望をあげてください。

○野田大臣官房秘書課付

Aさん、ありがとうございました。

それでは、出席者から御質問があれば、挙手の上御発言願います。

○濱刑事局刑事課長

Aさん、ありがとうございました。

2点ほど質問させてください。

一つは、その犯人が捕まったのが、約9年後ということで、被害直後には警察との間でいろいろやりとりがあったということでしたけれども、この9年間の間というのは、警察との関係というのはどんなふうな感じだったのか。ずっと何も接触がなく、突然犯人が捕まりましたというような連絡があったのか、それとも、例えば、向こうの担当者が替わったということで連絡があったり、あるいはAさんのほうでも何か引っ越ししたりしたようなときには、警察官に連絡をしたりしたということで、そういう一定の関係性というものが少し続いたりしていたのかとか、その9年間の間の状況というのを教えていただければ教えていただきたいということが一つと、あと、この9年後に犯人が捕まってからなんですけれども、今の話で、警察との間でもう一度いろんなやりとり、例えば事情を聞かれたりしたことはあったということでしたけれども、検事から事情を聞かれるということがあったのであれば、例えば、警察のとくと、聞かれる内容、やりとり、対応での違いとか、あるいは、いい悪いも含め、何か印象に残っているようなことがあれば、また教えてもらえればと。

○上谷さくら先生

1点目、最初に被害届を出して、いろいろ警察に捜査してもらって、9年の間に、何か連絡がお互いあったかという点はどうですか。

○Aさん

最初に事件の捜査をした後に、その後は全く連絡が来ない状態でしたし、私が引っ越ししたりしたときも連絡はしていないですし、突然9年後に連絡が来たという感じです。そのときに、担当が替わったということを伝えられて、犯人ももう捕まったというよりは、これから捕まえられそうな感じなので協力してほしいということで、私にはそこまで細かいところまでは伝えられないという感じでしたね。

○上谷さくら先生

あと2点目、その9年後に立件するというときに、検察官から呼ばれて事情を聞かれたことありましたか。

○Aさん

はい。警察官の方と上谷先生と一緒に（検察官に）会ったのが初めてだったんですけども、その時点では、確実に犯人だということが分かっているので、特に、警察の人よりは何

かすごいしっかりして、警察の人と比べるものじゃないと思うんですけれども、しっかりしている方で、そこまで記憶にないんですけれども、任せられるというか、裁判はちゃんとしたものになりそうだなという印象でした。

○野田大臣官房秘書課付

ほかに御質問ございますでしょうか。

○保坂刑事局法制管理官

私からも2点質問させてください。

まず一つ目ですけれども、犯人に知られてしまった可能性があるのは、旧姓のフルネーム、つまり、下の名前も知られたらしいということなのかどうかと、旧姓の片仮名で、逮捕状とか起訴状とかもそれで表記したということでしたが、裁判所から何か言われたりもせず、最後まで手続としてそれで通せたのかどうか、これをまず確認させてください。

○Aさん

それは、最後まで通せました。旧姓の片仮名表記というもので大丈夫でした。

○上谷さくら先生

知られた可能性のことについては、多分御本人より私のほうが把握していると思います。当時、加害者から携帯のプロフィール画面を出せと言われて、それを撮られて、逮捕された時も写真が残っていたんですけれども、警察が事情聴取したときに、(被告人が)下の名前だけ覚えていた。だから、最初、下の名前だけで逮捕状などを取れないかというふうに、かなり交渉したんだけど、それはだめだという話になって、一応証拠上、その旧姓の名字もあったんだからということで、でも、漢字まで出すと特定がされやすいということで、片仮名にっていうので、何とか裁判所との交渉で落ち着いたというのが経緯です。

○保坂刑事局法制管理官

もう一点ですけれども、事件当時からかなり、9年近くたってから、もう一回事情を聞かれたということでした。先ほど犯人の顔は見ないようにしていたので、顔はもともとそんなに認識していないということですが、どんなことが起きたのかということ、また改めて聞かれたのではないかと思います。そのときに、やはり9年前で、もともと思い出したくもないようなことを聞かれて、なかなか記憶が戻らないとかいうことがやっぱりあったのかどうか、そのときに、記憶を戻すためにしたこと、あるいは、当時こうしておいたから、記憶が戻せたとか、もしあったら教えていただければと思います。

○Aさん

そうですね。事件直後に、いろいろ事情聴取されていたので、9年後にも結構はっきり(覚えていました)。何をされたのかというのを直後に書いたり、作文じゃないけれども、(自分で)書いたものも残っていましたし、それで結構ぱって、すぐよみがえった感じでしたね、それを読んで。

○上谷さくら先生

御自分で書いておいたほかに、何か忘れないようにしておこうみたいなことはしましたか。

○Aさん

忘れないようにしておこうということはないです。忘れないです。忘れられないことなので、ただ、細かい部分とかに関しては、最初に事情聴取を受けたときの記録が役に立ったというだけで、大体のことはもう今でも、やっぱりこれから先もずっと覚えている感じです。

○上谷さくら先生

再捜査が始まった時点で、ちょっと心療内科に通ったことがあったけれども、事件直後は行っていないんだよね。

○Aさん

はい。

○上谷さくら先生

その再捜査が始まってから、少しそういうところに行ってということはありません。ただ、あんまり、がんがん通っていたわけでもないし、今となってはそうだったっけというぐらいの感じでしかないのかな。

○Aさん

そうですね。何かやっぱり捜査とか、そういうのが始まると、ちょっと気持ちに不安とかが起こるかなっていうので。自分で何かすごいそういうの、何か急に心境の変化があったからとかというわけじゃなくて、心配事があったときに、いつも何か、これがあれば大丈夫みたいなものがあると頑張れるというのがあるので、そういう感じです。

○保坂刑事局法制管理官

ありがとうございます。

○野田大臣官房秘書課付

そのほか、御質問でございますでしょうか。

○宮崎刑事局参事官

今日はどうもありがとうございました。

1点お伺いしたいんですけども、上谷先生には、9年後の捜査の途中からお願いしたということなんですけれども、もっと早くに弁護士さんをお願いしたかったなと、もし思われるのであれば、どういうタイミングで、どういう形でつないでほしかったか教えていただきたいということと、同じように都民センターは9年後の捜査の後なのか、あるいは当初、被害直後から接触があったのか、そのあたりもあわせて教えていただければと思います。

○上谷さくら先生

弁護士を頼むタイミング、本当はもっと早くついたらほうがよかったかについてはどうですか。

○Aさん

もっと早くといっても、犯人が定まらないと、弁護士っていうのはつけられないと思っていて、犯人が定まってから、警察に上谷先生を紹介してもらったっていう形なので、私から頼もうというのは、最初からなかったですね。都民センターは、9年後で、上谷先生に紹介してもらいました。

○上谷さくら先生

都民センターについて、それまでは全然、存在も知らなかったかな。

○Aさん

存在も知らないです。

○宮崎刑事局参事官

もっと早くに支援を受けられたらよかったと思うようなことはありましたか。弁護士さんにしても、都民センターにしても。

○Aさん

弁護士さんとか都民センターからの支援みたいなものは、もっと早くからは受けられなかったと思うので、警察からの支援を早く受けたかったです。9年間もかからずに、もっとちゃんと捜査してもらいたかったですね。結構な犯罪を起こしていた人だったので、もうちょっと早く捕まえられることができたんじゃないかなって思います。

○上谷さくら先生

例えば、犯人分かっていないうちでも弁護士に依頼しに来る人はいて、そういう場合だと、私だと例えば、警察に適宜捜査の進行状況を聞くということがありますが、そういうのがあり得るとしたらどうですか。

○Aさん

そういうのがあるというふうに知っていたら頼んでいましたけれども、でも、弁護士さんっていっぱいいますし、誰がいいとか、誰が自分に合っているとか、探すの自体が大変で、しかもお金がかかるっていうのも知っていたんで。そもそも、弁護士さんが警察に捜査について何か言ってくれるというのもないと思っていたんで、そこら辺は何も考えていなかったです。

○野田大臣官房秘書課付

時間となりましたので、以上でAさんからのヒアリングを終えたいと思います。

Aさん、どうもありがとうございました。

(Aさん退室, Bさん入室)

○野田大臣官房秘書課付

Bさん、今日は、お忙しいところお越しいただきましてありがとうございます。

それでは、よろしく願いいたします。

○上谷さくら先生

まず、私から、事案の概要を説明します。

Bさん、事件当時20代後半でした。平成25年に通院先の整体クリニックにおいて、整体師である被告人に睡眠薬入りのドリンクを飲まされて、抗拒不能の状態ですら性交されそうになる被害に遭いました。その際の一連の行為により、全治不詳の心的外傷後ストレス障害の傷害を負いました。Bさんは被害の途中で覚せいしたために、被害に気づき警察に被害を申告しています。

その後、被告人宅を捜索したところ、犯行状況を撮影した記録媒体が複数発見され、本件が裏づけられるとともに、複数の余罪が発覚しております。被告人は、最終的に準強姦致傷1件、準強姦4件、準強制わいせつ6件について起訴されました。

捜査では、事情聴取や被害の再現が行われています。公判では、被害者特定事項の秘匿決定がなされています。

致傷について、致傷自体とその因果関係を争われたために、Bさんの証人尋問が行われています。この際は、遮へい措置と都民センターの付添いがありました。致傷の点については、Bさんの主治医と鑑定人の証人尋問も行われています。Bさんは、代理人とともに在廷による被害者参加をし、遮へいをしながら心情の意見陳述をしました。都民センターによる公判への同行支援を受けております。また、都民センターにより各種支援を利用して、PTSD治療のための精神科カウンセリングに通院をしておりました。

判決ですけれども、第一審は求刑が懲役25年、判決は懲役20年でした。被告人が控訴しまして、控訴審では、一部被害弁償するということで、その場では、最初8万円を払ってきて、その後、実は、被告人が民事上の債権を持っているので、その債権をBさんへの弁償に充てる約束がなされまして、控訴審の被告人の弁護人もかなり尽力してくれて、そこところが評価されて、懲役19年となりました。その後、全額、Bさんに支払いが済んでおります。

以上が事件の概要です。

では、私からお話を伺っていきます。

まず、被害に気づいて、警察まで行くという過程ですけれども、このときは、どういうお気持ちで警察に行きましたか。

○Bさん

とりあえず、どうしようと思って、警察のほうに相談するという形で伺い、相談した結果、

被害届提出という形になりました。

○上谷さくら先生

被害届を提出するのに、迷いとかはなかったですか。

○Bさん

迷いは大変あったんですけども、最初に話を聞いてくださった警察の生活安全課の方から、被害状況を見ても、複数の被害者に行っている手口なので、そのまま放っておくと、また同じような被害に遭う女性が増えるのではないかということ言われたので、被害届を出す決意をしました。

○上谷さくら先生

御家族は、事件のことを知っていましたか。

○Bさん

姉だけには話をしました。

○上谷さくら先生

お姉さんは、どんな意見でしたか。

○Bさん

姉に関しては、被害届を出すことをやめたほうがいいということは話していました。

○上谷さくら先生

何か理由は言っていましたか。

○Bさん

被害届を出すことによって、今後の裁判などもつらい状況になるのは明白だったので、やめたほうがいいんじゃないかって話していました。

○上谷さくら先生

そういう意見がありつつも、Bさんとして、やっぱり被害届は出そうと思われた理由はなんですか。

○Bさん

私と同じような被害に遭う女性がまた増えてしまうのではないかということで、そういう女性を出したくないというその一心で、被害届を出しました。

○上谷さくら先生

被害届を出すということになると、警察に行って、いろいろ捜査に協力したりするわけで

すよね。その中で、何かつらいことありましたか。

OBさん

まず、被害の当日のことを何回も話されなければいけない、それが一番つらかったことです。あと、警察署の場所についても、事件の犯人が住んでいる場所の最寄りの警察署に行かなければならず、駅付近に犯人の家があったので、会うんじゃないかというおそれと、その駅に降り立ちたくないという気持ちは物すごく強かったです。

○上谷さくら先生

できれば、どこか別の場所でやってくれたらなという感じはありましたか。

OBさん

そうですね。私が住んでいる場所の最寄りの警察署などで話を聞いていただければ、一番よかったかなと思います。

○上谷さくら先生

警察以外のいろんな機関にも相談に行っていますよね。

OBさん

はい。最初に、ある大学の心理臨床センターの心理カウンセリングに行きました。

○上谷さくら先生

それは、どういうふうにして見つけたんですか。

OBさん

小林美佳さんの本に、その心理臨床センターの名前が載っていたので、その方は性犯罪に遭われて本も出された方で、その本に載っていたので、そこに一応、最初行ってみようかなと思って行ってみました。

○上谷さくら先生

その小林美佳さんの本は、被害に遭う前から御存じでしたか。

OBさん

いえ。被害に遭ってから知りました。

○上谷さくら先生

その心理臨床センターに通って、どうでしたか。

OBさん

とりあえず、行くこと自体がとても大変で、ただ、行かないと自分が死んでしまうという

ことに恐怖を感じていたので行ったんですが、そこは、私が求めているようなところではなかったというのがありました。

○上谷さくら先生

結局そこはやめてしまって、その後、何か探しましたか。

○Bさん

はい。ネットなどで、そういったカウンセリングに強いところを探して行ったんですけども、一応そこは性犯罪のカウンセリングを主としてやっていますということだったんですけども、ちょっと何の役にも立たなかったので、（これからどうしようか）迷っていました。

○上谷さくら先生

それも役に立たない、どうしようってということで、ほかにもいろいろ努力されたと思うんですけども、どんなことがありましたか。

○Bさん

警視庁の性犯罪の電話相談にも電話しました。

○上谷さくら先生

電話したら、どんな感じでしたか。

○Bさん

ただ話を聞くだけで、特に、一番そのとき欲しかったのは解決策、この後どうしたらいいのかというのがあったんですけども、特に話を聞くだけで終わってしまったので、ちょっと何の意味があったのかなと思いました。

○上谷さくら先生

結局、都民センターにつながるわけですけども、都民センターはどのようにして知ることになったんですか。

○Bさん

東西線に乗っていたときに、ちょうどポスターが張ってあって、そこで見かけて、最後のチャンスというか、これでダメだったら諦めようと思って、電話してみました。

○上谷さくら先生

そのポスターには、どの辺がひかれたというか、電話してみようかなという気持ちになれましたか。

○Bさん

性犯罪に特化していて、その場でインターネットのホームページを見て、ここだったら大丈夫かなと思って。

○上谷さくら先生

電話して、実際行ってみて、どんな支援を受けましたか。

○Bさん

カウンセリング、あと病院などでかかる費用の支援制度、あとは、もちろん警察に行くときの付添いなど、あとは、細かな実務作業などの用意をしていただきました。

○上谷さくら先生

Bさん、PTSDがかなり激しいということで、そこで専門的なPEという治療を都民センターで受けていますけれども、具体的にどのようなことをする治療だったのでしょうか。

○Bさん

そこでは、被害当日のことを1時間以上繰り返し繰り返し話をして、自分で話したのもも録音して、帰ってからもその録音を毎日聞き続けるという治療でした。

○上谷さくら先生

期間は、何か月間くらいでしたか。

○Bさん

数か月続いていたと思います。

○上谷さくら先生

そのときは、やっぱり大変でしたか。

○Bさん

はい、とても大変でした。話さなければいけないのもそうですし、一番は、自分で話したことを毎日、夜聞かなきゃいけないというのが、本当に大変でした。

○上谷さくら先生

ただ、後日になって思えば、その治療というのはやっぱり効果があったというふうに感じていらっしゃいますか。

○Bさん

はい。何回も何回もその事件当日のことを話していくにつれて、だんだんそのことに慣れてきたといいますか、話すことに特に抵抗がなくなって行って、だんだん、まあいいかって思うようになってきました。

○上谷さくら先生

恐らく、Bさんの場合は非常に都民センターの支援が大きかったと思うんですね。ただ、たまたま電車の広告で見かけたわけですね。その電車に乗っていなかったら、つながっていなかったかもしれないわけですね。

○Bさん

そうですね、はい。

○上谷さくら先生

どんなふうに、誰から教えてほしかったですか。

○Bさん

最初に警察に行ったときに、できれば、そういった施設があるということを教えていただければ、一番よかったかなと。

○上谷さくら先生

あと、警視庁の電話相談ですか。

○Bさん

そうですね。

○上谷さくら先生

そこでも、教えてもらうことはなかったということですか。

○Bさん

はい。

○上谷さくら先生

裁判の話をして。最初は、裁判員裁判ではありませんでしたが、その後、PTSDが強いということで、致傷がついて、これは裁判員裁判になるということになったわけですが、そう知らされたときはどう思いましたか。

○Bさん

ちょっと嫌だなって思いました。

○上谷さくら先生

どこが嫌だったですか。

○Bさん

犯人の前で（証人として）話をしなきゃいけないというのは分かっていたので、それも嫌

だったんですけれども、それにプラスアルファ、全く知らない方々の前で、何人もいる前で話さなきゃいけないということに、すごくプレッシャーを感じました。

○上谷さくら先生

実際、証人尋問もしなくちゃいけなかったので、法廷の中でいろいろなやりとりをリアルに経験されたと思うんですけれども、実際、裁判員裁判を経験されて、どんな印象を持っていますか。

○Bさん

始まる前は、裁判員裁判になることをすごく嫌だと思っていたんですけれども、終わってみると、逆に裁判員裁判でよかったと思っています。

○上谷さくら先生

どんな点がよかったですか。

○Bさん

一番は、私が犯人の前で話をしなきゃいけないときに、私はそのときは気づかなかったんですけれども、泣いて聞いてくださる方もいらっしゃいましたし、犯人に一番突っ込んでいろんなことを聞いてくださったのが裁判員の方だったという話を聞いて、皆さん味方でいてくださったんじゃないかなと思うと、心強かったです。

○上谷さくら先生

裁判が終わった後、PTSDの治療状況というのはどんな感じですか。

○Bさん

終わってからも、今も精神科に行って、薬を服用し続けているような状況です。一時期すごくよくなって、薬も減ったんですけれども、やはり波がすごくあるので、今はちょっと薬がだんだん増えている感じです。

○上谷さくら先生

今後の見通しとして、どのくらいかかるとか、定期的にこのくらいの期間は治療に必要ですというような見通しみたいなものというのは、分かっているんですか。

○Bさん

いえ、全く分かっていません。

○上谷さくら先生

今振り返って、こういった被害に遭って、何が大変でしたか。

○Bさん

一番は、被害届を出して裁判が終わるまで、かなり長い年月かかってしまったというので、精神的にも経済面的にも、仕事もあんまりできない状況でしたので、すごく大変だったなというのはありました。

○上谷さくら先生

刑事手続の中で一番大変だったことは何ですか。

○Bさん

刑事手続の中では、やっぱり被害届を出すまでが大変でしたし、事件当日のことを何回も何回も話さなければいけないということは、精神的にすごく負担になっていたと思います。

○上谷さくら先生

今でも治療を続けていて、薬も増えているというお話がありましたけれども、御主人からでも構わないんですけども、何かその辺で、被害が終わってもこれだけ大変なんだということを、何かおっしゃりたいことがあれば。身近で見ているので。

○Bさん配偶者

失礼して。

先ほど仕事ができないというふうに、もともと音楽をしていて、オーケストラとかブラスバンドの演奏をできていたんですけども、事件をきっかけにそういったものができなくなって、実際、ほとんど音楽も仕事もできていないという状況は、PTSDによる症状が原因だと思います。

あと、病院に通ってはいますけれども、私の責任でもあるんですけども、引っ越しをして病院までの距離がとても遠いという、県をまたいでいくような形になるので、実際、本人がそこに行くまでとてもつらくて、でも、近くの病院に越してくることも、いろいろな原因でできなくて、実際に先生とお話する機会も少し減ってしまったりして、通院すること自体も大変ですので、このまま見通しも立っていないということで、どういうふうにしてこの状況が本人にとって固定していくのかというのは、近くにいてもちょっと分からない。そういう、どこまで続くのか分からないということが、一番つらいのかなというふうに、近くで見ていると思います。

○上谷さくら先生

ありがとうございます。

Bさんは、何か今の時点で、今後について考えていることありますか。

○Bさん

そうですね。何も見通しも立っていませんし、ずっとやりたかった仕事も全てできなくなってしまったので、この先どうしていけばいいのかというのが分からないんですけども、でも、こういう被害に遭う女性たちが、私と同じようにつらい思いをしないで被害届を出せるような世の中になってくれたら、一番いいなというふうに思います。

○上谷さくら先生

何か具体的に、こういうふうにしたら被害届を出すのがこんなつらくないのではないかと
いう御提案はありますか。例えば、こういうことできたらというようなことはありますか。

○Bさん

そうですね。やっぱり、話さなきゃいけないというのがすごくつらいので、例えば、手紙
みたいな形で自分で書くとかというのが実現できたりとかしたら、何か変わるのかなとは思
いますが。

○上谷さくら先生

ありがとうございます。

○野田大臣官房秘書課付

Bさん、ありがとうございました。

それでは、出席者から御質問があれば、挙手の上御発言いただければと思いますが、いか
がでしょうか。

○保坂刑事局法制管理官

私から、公判でのことについて2つほどお伺いをしたいんですけども、まず、証人尋問
は、事件当時のことというよりは、むしろ事件後のことが主だったのかなと思っているんで
すけれども、どんなようなことを聞かれて、そのときに、例えば、相手方の被告人側の弁護
人からの尋問で、これはやめてほしかったみたいなことが、もしあれば教えていただきたい
というのが一つです。

あともう一つが、被害者参加をされて、心情の意見陳述という、気持ちを話すことをされ
たと思うんですが、裁判にそうやってかかわって、自分の気持ちを裁判で述べたことによっ
て、それは、自分にとっていい方向に気持ち的になれたのか、それとも、そうでもなかった
のか、そういう制度を使ってみた感想がもしあれば、教えていただきたいと思います。

○上谷さくら先生

最初の点、証人尋問で聞かれた内容は、何か覚えていることありますか。

○Bさん

ちょっとその辺が余り、記憶がもう飛んでしまっていて。特に物すごくつらかったという
印象は、特にはなかったかなとは思うんですけども。

○上谷さくら先生

私から補足しますと、被害と音楽のお仕事が結びついているんですよ。最初のPTSD
らしき症状が出たのが、その音楽のお仕事の最中だったので、そのくぐりはかなり聞かれ
ましたよね。

あと、被害中に、睡眠薬入りのドリンクを飲まされて、ほかの被害者は誰も目が覚めなかったのが被害に気づいていなかったんですけれども、Bさんは二、三回かな、目が覚めて、被告人がビデオに撮っていたので映っていたんですけれども、一瞬覚せいして、またぼたっと寝て、また一瞬覚せいしてみたいのがあったので、そのときに何を見たかとか、どういう記憶があるかみたいなことは、やっぱり詳細には聞かれたかなという記憶です。

あと、弁護人側の尋問は、Bさん自体に対しては、こちら側の主張をなぞって確認する程度で、Bさんに対しては、そんなに聞いてこなかった感じでしたかね。

あと、2点目、被害者参加したり、心情に関する意見陳述をして、自分の気持ちを述べたことで、精神的にプラスに働いたか、それともよくない面があったかというようなことはどうですか。

○Bさん

自分は、それをやろうと自分で決意したのは、犯人に対して、私がどれだけつらい思いをしているのかということ、直接犯人の耳に、目の前にいるような状況で聞いてもらいたかったというのが一番だったんですけれども、結局のところ、ちょっと反省しているようにはこちらも思えなかった。ただ、自分の言いたいことは言えたので、すっきりはしたんですが、ただ、犯人にはちょっと響いてはいないんじゃないかなとは、今も思っています。

○濱刑事局刑事課長

Bさん、ありがとうございました。

1点、弁護士の先生をお願いするようになった経緯というのは、どういう経緯で、かつ、どういう理由、Bさんにとっての御希望というか、思いということをお願いしたいという気持ちから、お願いすることになったのか、その辺のところを、教えてもらえますか。

○Bさん

上谷先生にお願いした経緯というのは、都民センターの方が弁護士を紹介しますということで、上谷先生を御紹介していただいたので、特に私から何かして上谷先生につながったということではありません。

○上谷さくら先生

当初、致傷がつく前の裁判員でない裁判のときはついていない状態でしたが、さすがに裁判員裁判になって、しかも、どうやらPTSDを争うらしいということで、都民センター側が弁護士をつけたほうがいいんじゃないですかというふうにお勧めをして、一度御相談にいられて、それで私がつくことになったという経緯があります。

○野田大臣官房秘書課付

私からも質問させていただきます。

先ほど、費用のことなど、負担に関するお話がありましたが、実際利用した費用負担に関する制度であったり、あるいは、こういう費用をカバーできる制度があれば助かったと感じるものがあれば、教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○Bさん

まず、制度のことにに関して全く知識がなかったので、都民センターでこういった、例えば精神科通院の自己負担も少し支援してくださるといような話を聞いて、そういう制度があるんだなということ、そこで初めて知って使わせていただいたんですけども、そういった制度があるということも、警察も犯人を捕まえるのが一番の仕事だと思いますので、そういったことまで多分カバーし切れないと思うんですけども、そういった制度もあるので、使ってみてもいいと思いますよといような話があってもいいかなとは思いました。

あとは、精神科通院の病気もそうですし、あとは、例えば、都民センターに通うお金、費用とか、あとは裁判までにかかる費用など、全てをカバーするのは難しいと思うんですけども、そういったところも、できればカバーしていただければよかったですかなとは思っています。

○上谷さくら先生

ちょっと私から補足しますと、都民センター自体は全部無料です。相談も同行支援も、都民センターで受ける、さっきいったPEという専門的治療も全部無料です。ただ、そこに行くまでの交通費とか、そういったものは全部自腹になりますし、私への依頼については、たしか日弁連の委託援助と国選の被害者参加制度を使いましたけれども、私の事務所に相談に来ていただいたりする費用は、交通費は御自分で負担していただかないといけないですし、そういった面で、かなり大変な裁判でしたので、交通費だけでも相当かさんでいますし、その間お仕事ができなかったということで、かなり大変だったというお話は聞いております。

○野田大臣官房秘書課付

ありがとうございました。

以上でBさんからのヒアリングを終わりたいと思います。

Bさん、貴重なお話、ありがとうございました。

(Bさん、上谷さくら先生退室)

—了—